

枚方寝屋川消防組合とパナソニック スポーツ株式会社
大阪ブルテオンとの連携協力協定書

連携協力協定書

枚方寝屋川消防組合（以下「甲」という。）とパナソニック スポーツ株式会社 大阪ブルテオン（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、「ALWAYS TO THE TOP, ALWAYS TOGETHER」という大阪ブルテオンのミッション、枚方寝屋川消防組合がめざすまちの姿である「安全・安心を実感できるまち～ともにつくる～」に基づき、防火防災や予防救急の啓発、市民がスポーツに親しめる機会の提供を共に推進することを目的とする。また、スポーツを通じた、地域の活性化や地域防災力の向上、市民が安全で安心してスポーツを楽しめる環境づくりに、共に取り組むことを定める。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 枚方市・寝屋川市の安全・安心をともにつくる取り組みに関する事
- (2) スポーツの持続的発展及び持続可能な消防体制を目指す取り組みに関する事
- (3) 住宅用火災警報器の設置促進に係る広報活動に関する事
- (4) 応急手当の普及啓発に係る広報活動に関する事
- (5) 広報行事への参加に関する事
- (6) その他火災予防及び予防救急に関する事
- (7) 甲及び乙の連携活動の積極的な発信

（具体的取組の内容及び実施内容）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項を効果的に促進するため、適宜協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ決定する。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力の実施において知りえた相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1か月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するものとする。

令和6年10月15日

甲 大阪府枚方市新町1丁目7番11号

枚方寝屋川消防組合

消防長 伊藤 高博

乙 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷

パナソニック スポーツ株式会社

代表取締役 久保田 剛